

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 0 7 号)

令和8年7月7日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第 1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和 6 年 1 月 2 7 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「令和 2 年にした国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び令和 6 年 1 月 2 7 日付け国民年金保険料免除・納付猶予申請書（添付含む。）」

2 実施機関の決定

令和 6 年 1 月 2 5 日、実施機関は、本件開示請求に対して、不存在を理由とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和 7 年 1 月 2 7 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求の趣旨

- 1 年金課に対して開示請求できるから、開示文書で不開示にならない。
- 2 開示しない理由が市に対する開示請求を全否定するもの（年金課は処分庁に該当しないとした。）。電磁的記録の場合開示でき、存否が不明。
- 3 大津市年金係（実施機関）から日本年金機構大津年金事務所もある（実施機関に送付する）ので開示できる。

第 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 大津市年金係の移管（移動）及び送付先は大津年金事務所。
- 2 実施機関は行政手続法 2 条 3 号申請による処分をした大津市年金係（国民年金法 3 条 3 項により、大津市年金係の事務は大津市長の処分）。
- 3 受託事務の大津市年金係は、大津年金事務所に法第 8 5 条第 1 項の事案の移送をしなければならない。

第 5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 市町村で行う国民年金事務は、国民年金法に基づいて行っている。その具体的な事務処理基準は厚生労働省が作成する国民年金市町村事務処理基準（以下「事務処理基準」という。）で示されており、当該事務処理基準第35条第1項第1号において国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除等申請書」という。）が市町村へ提出された場合は、記載内容の審査、添付書類の確認等の後、同項第7号において免除等申請書を年金事務所等へ送付することとされている。
- 2 本市においては、原則、水曜日に年金事務所等へ関係書類を送付しており、本件処分に係る開示請求があった令和6年11月27日が水曜日であったことから、審査請求人が申請した免除等申請書（以下「本件免除等申請書」という。）は同日中に年金事務所へ送付した。
- 3 一方、同日（令和6年11月27日）付けで提出された保有個人情報開示請求書については、市政情報課へ提出された後に保険年金課へ送付されたものであり、当該請求を保険年金課が認識した時点において、当該申請書はすでに年金事務所宛てに送付済みであった。したがって、不存在を理由とした不開示決定を行った。
- 4 審査請求人は、本市が免除等申請書を保管しているとの認識であると思料するが、処分理由のとおり、電磁的記録も含め当該免除等申請書は本市には存在しないため、本件処分は適正である。
- 5 事務局を通して実施機関に確認をしたところ、令和2年の本件免除等申請書については日本年金機構大阪広域事務センターへ、令和6年の本件免除申請書については大津年金事務所へ、それぞれ送付済みであるとのことであった。
- 6 実施機関からの処分理由等の聴取の中で上記5に関連して、実施機関において免除等申請書を関係機関に送付した日等を記録した免除申請書受付簿（以下「受付簿」という。）があるとのことであったため、当審査会で確認したところ、本件免除等申請書は令和2年のものは令和2年4月15日に、令和6年のものは令和6年11月27日に、それぞれ送付されていたことが確認された。また、その他の免除等申請書についても原則水曜日に送付されていることが確認された。

第6 当審査会の判断理由

1 本件公開請求について

本件開示請求は、審査請求人が、実施機関に対して本件保有個人情報の開示を求めるものである。

2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、審査請求人が開示を求める本件免除等申請書については、受付後年金事務所等に送付しており、実施機関では保有していないため、不存在であるとし本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、実施機関において本件免除等申請書を開示すべき旨を主張している。

したがって、本件の争点については、本件免除等申請書を年金機構に送付しており実施機関では保有していないとした実施機関の判断は妥当かについて、以下検討する。

3 本件審査請求の検討

まず、大津市における国民年金事務については、事務処理基準に基づいて行われ、当該基準第35条第1項によれば免除等申請書が市へ提出された場合には、記載内容の審査、添付書類の確認等の後、免除等申請書を年金事務所等へ送付することとされている。

そして、実施機関の運用として、原則、水曜日に年金事務所等へ関係書類を送付しているとのことであって、本件処分に係る開示請求があった令和6年11月27日が水曜日であったことから、本件免除等申請書は同日中に年金事務所送付したとのことである。なお、本件開示請求との関係では、同日（令和6年11月27日）付けで提出された保有個人情報開示請求書については、市政情報課へ提出された後に保険年金課へ送付されたものであり、当該請求を保険年金課が認識した時点において、当該申請書はすでに年金事務所等に送付済みであった（令和2年にした免除等申請書についても当然に送付済みである。）ので、不存在を理由とした不開示決定を行ったとのことである。これらの点について実施機関の説明に不合理な点は認められない。審査請求人は、実施機関が免除等申請書を保管しているとの認識であると思われるが、弁明書の処分理由のとおり、電磁的記録も含め当該免除等申請書は本市には存在しないとの実施機関の説明にも首肯することができる。

また、実施機関が保有する受付簿を確認したところ、本件免除等申請書は令和2年のものは令和2年4月15日に、令和6年のものは令和6年11月27日に、それぞれ送付されていたことが確認され、また、その他の免除等申請書についても原則水曜日に送付されており、実施機関が説明する事務の運用が確認された。この点、実施機関の主張を裏付けるものであった。

なお、審査請求人は、本件開示請求について法第85条第1項の事案の移送について言及しているが、本件では開示請求に係る保有個人情報が存在しないから当該事案の移送ができる場合には該当せず、この点の審査請求人の主張には理由がないといえる。

以上から、本件免除等申請書を年金事務所等に送付したので保有していないとした実施機関の判断に不合理な点はない。

4 結論

以上のとおりであるから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（参考） 本件処分にに関する事務処理基準の定め

国民年金市町村事務処理基準

第35条 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）が提出又は送付されたときは、次の処理をする。

（1） 免除等申請書の記載内容を次により審査する。

ア 免除申請書に記載された被保険者の個人番号または基礎年金番号、生年月日、氏名及び住所を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

イからク （略）

（2） （略）

（3） （略）

（4） （略）

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 免除等申請書を年金事務所等に送付する。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 3月10日	諮問書の受理
令和8年 1月26日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和8年 2月24日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続 実施機関の事情聴取
令和8年 3月 6日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和8年 5月26日	審議
令和8年 7月 7日	答申